

# 令和4年度 災害レジリエンス向上のための社会的期待発見研究

## 公募要領

### 1. プロジェクト名

災害レジリエンス向上のための社会的期待発見研究

### 2. プロジェクトの背景・目的

令和2年6月、科学技術基本法が改正され科学技術・イノベーション基本法に名称変更されるとともに、人文・社会科学の振興が法律の対象に加えられました。また、令和3年3月に閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画では、「人文・社会科学の厚みのある『知』の蓄積を図るとともに、自然科学の『知』との融合による、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する『総合知』の創出・活用がますます重要となる」とされています。

災害リスク低減に役立つ科学技術の創出には、災害の持つ自然現象としての側面と社会現象としての側面の2つの側面に対応する必要があり、自然科学（理工学）的なアプローチと人文・社会的なアプローチの双方が重要であり、総合知の創出・活用が重要な役割を果たします。

本プロジェクトは、防災分野における総合知の創出・活用を具体化する先導的な取組の一環として位置付けられます。

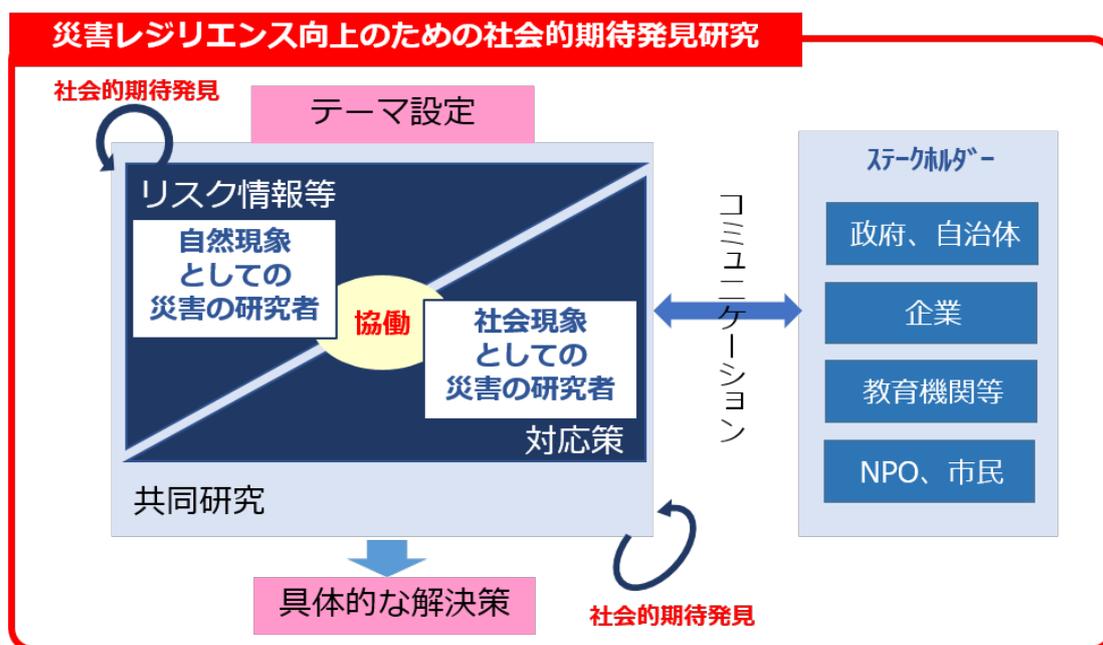
### 3. 「災害レジリエンス向上のための社会的期待発見研究」について

「災害レジリエンス向上のための社会的期待発見研究」では、災害に対する社会のレジリエンスを向上させるために必要な科学技術の創出及びその有効な活用のための社会的期待を見いだす共同研究を公募します。

社会的期待とは、個人や個々の企業・団体等の持つニーズの背景にある社会全体が持つ潜在的なニーズです。そのため、社会のレジリエンス向上のための社会的期待が明らかになれば、災害リスク低減に役立つ優れた科学技術を創出し、その科学技術を有効に活用するための研究開発の指針となります。社会的期待を見いだすプロセスは、長期的かつ俯瞰的な視点から将来の社会の変化と自然環境の変化の双方を見通しながら、科学的手法を用いた仮説導出のプロセスとして

行われるべきものです。（よって、社会的期待発見研究は、仮説検証型の実証研究ではありません。）

具体的な社会的期待を見いだすためには、自然科学と人文・社会科学の双方の知が交わり、総合知の形成に向けた協働が不可欠です。そのため、このプロジェクトでは、総合知の活用を促進する目的で、災害を自然現象として捉える研究者（以下「自然科学系研究者」という。）と社会現象として捉える研究者（以下「社会科学系研究者」という。）が研究チームを組んで、分野・組織の違いを超えて広く協働することを要求します。この協働によって、分野・組織の異なる研究者同士が互いに新たな気づきを得つつ、災害に対してレジリエントな社会を目指した新たな協働関係の発展につながることを期待します。また、この研究チームは研究者間だけの協働に留まらず、政府・自治体、企業、教育機関、NPO・市民等の災害に関係する各種ステークホルダーにも開かれ、相互に密接なコミュニケーションをとりながら進められることが望ましいものです。



（概念図）社会的期待を見いだすためのチームのあり方

#### 4. 共同研究の実施体制

本プロジェクトにおける個々の共同研究の実施に当たっては、「3. 災害レジリエンス向上のための社会的期待発見研究について」で述べたとおり、自然科学系研究者と社会科学系研究者（注2）の双方をそれぞれ少なくとも1名ずつ含む研究チームであることが必須です。また、災害リスクの低減を担うステークホ

ルダー（政府・自治体、企業、教育機関、NPO・市民等）との連携を推奨するとともに、若手研究者の挑戦も歓迎します。

注2）社会科学系研究者とは、科研費審査区分表における大区分 A、大区分 C、大区分 J、大区分 K のいずれかに該当し、災害を社会現象として捉える研究者と定義します。

## **5. 社会的期待発見研究推進委員会**

本プロジェクトの審査・フォローアップ等の実施にあたって、防災科研以外の外部有識者を含む「社会的期待発見研究推進委員会」を設置します。社会的期待発見研究推進委員会は、審査の他、各研究チームから研究の進捗や成果等の報告を受け、プロジェクト全体を総括する立場から各研究チームに対して必要な助言を行います。また、令和5年度以降の「災害レジリエンス向上のための社会的期待発見研究」や今後の防災科学技術の研究開発に活用する観点から、得られた知見の整理を行います。

## **6. 応募**

応募に当たっては、防災科研に所属する研究者と防災科研以外の研究機関（注3）に所属する研究者をそれぞれ少なくとも1名含む研究チームとして応募してください。さらに、「4. 共同研究の実施体制」で述べたとおり、この研究チームには、自然科学系研究者と社会科学系研究者がそれぞれ少なくとも1名含まれることも必要です。研究チームの代表者は、防災科研内外のどちらの研究者であっても構いません。また、令和4年度の公募においては、令和3年度に採択された課題については、継続して応募をすることも可能です。

注3）具体的には以下に列挙する機関を指します。

- ・ 大学、短期大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 公設試験研究機関
- ・ 国立研究開発法人、独立行政法人、認可法人
- ・ NPO 法人、民間企業

防災科研の研究者と研究チームを組むにあたっての情報収集については、以下リンク先の防災科研の研究者の一覧、及び研究者による成果発表動画をご参照下さい。また、具体的な研究チームのマッチングについて、「11. 提出方法等」

に記載する事務局までお問い合わせいただくことも可能です。

(研究者一覧)

[https://www.bosai.go.jp/activity\\_special/researcher/index.html](https://www.bosai.go.jp/activity_special/researcher/index.html)

(令和2年度成果発表動画)

<https://www.bosai.go.jp/info/event/2020/seika/kenkyudoga/index.html>

(令和3年度成果発表動画)

<https://www.bosai.go.jp/info/event/2021/seika/kenkyudogaposter/index.html>

なお、提案者は参画する全ての共同研究者(事務連絡担当者含む)が下記事項を遵守するよう留意してください。

- ① 個人情報、公にすることが予定されていない情報等、情報の取扱いについては、法令等に従い、自らの責任において適正に行うこと。
- ② 上記の他、自らの研究を遂行するに当たっては関係諸規程を遵守し、社会的に必要とされる措置を講ずること。
- ③ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)を踏まえ、研究開発活動に対する国民の負託及び共同研究経費は国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、共同研究経費を適正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正行為を行わないことを約束すること。
- ④ 共同研究開始前までに、文部科学省が指定する研究倫理教育教材(科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)の通読、一般社団法人公正研究推進協会(APRIN)提供研究倫理eラーニングの履修、または「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、所属機関が実施する研究倫理教育を履修すること。
- ⑤ 共同研究実施前までに所属機関が実施する安全保障貿易管理にかかる研修等を受講、もしくは経済産業省が公開している「安全保障貿易に係る大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング」を受講すること。

## **7. 採択予定数、研究期間及び研究費**

令和4年度は10件程度の採択を予定しています。うち2件程度については、国立高等専門学校が研究代表者である提案を採択する予定です。また、令和3年度採択課題の継続課題についても若干数を採択する予定です。研究期間は共同研究契約締結後から令和5(2023)年3月31日までです。

採択された各研究チームに対し、共同研究経費として上限で 250 万円までを措置します。ただし、用途については、消耗品費・旅費・外注費（雑役務費）・会議費（会議開催費）・学会参加費・論文投稿料に限定します。また、金額については、研究実施内容に応じた所要の調整により提案者の申請する金額と必ずしも一致しないことがありますのでご了承ください。

なお、経費の執行については、所属研究機関の負担を最小化する観点から、防災科研にて経理処理を行います。防災科研の経理処理ルールに則り執行するため、支出が認められない可能性もありますこと、ご承知おきください。

#### <研究費の区分の例示>

区分	解説
消耗品費	取得価格が 10 万円未満かつ耐用年数が 1 年未満のもの
旅費	国内旅費、外国旅費 * 算出方法は、防災科研の旅費規定に基づく
その他	外注費（雑役務費）： 1 件当たり 100 万円未満、会議費（会議開催費）： 1 件当たり 80 万円未満、学会参加費、論文投稿料

詳細は、防災科研の調達に関する規程をご確認ください。

<https://www.bosai.go.jp/introduction/open/regulation.html#supply>

## 8. 研究成果の取扱について

本プロジェクトは、単体で完結するものではなく、その成果を引き継いで新たな研究開発へとつなげていくための礎とするという趣旨から、成果報告書の作成をすべてのチームにお願いします。研究チームの代表者は、研究期間終了後、61 日以内に指定の様式に基づき共同研究成果報告書を「11. 提出方法等」に記載する本プロジェクト担当まで電子媒体で提出してください。また、防災科研等が主催する研究成果発表会等において研究成果の発表をお願いすることがあります。

本研究における研究成果を論文等によって公表する場合には、謝辞に「国立研究開発法人防災科学技術研究所との共同研究の成果による」旨を明記してください。

なお、研究成果については、研究期間終了後にその成果・内容について問い合わせることや、防災科研の成果報告等によって、引用・転載することがありますので、予めご了承ください。

## 9. 審査

社会的期待発見研究推進委員会が審査を行います。審査は、書面審査によって行います。ただし、特に必要のある場合には、内容の確認等のため、個別に連絡をとることがあります。

審査は、以下に示す要件に合致することを確認した上で、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に基づき、「必要性」、「有効性」、「効率性」の3つの観点から、以下の審査の視点を踏まえて行います。

審査結果については、採択課題決定後、すべての提案者に通知します。

(参考) 文部科学省における研究及び開発に関する評価指針

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2017/05/02/1314492\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2017/05/02/1314492_1.pdf)

### (1) 要件

- ・ 災害レジリエンスの向上に資する課題・テーマが設定されていること。
- ・ 自然科学系研究者と社会科学系研究者の共同研究であること。
- ・ 防災科研に所属する研究者と防災科研以外の研究機関に所属する研究者で構成される研究チームであること。

### (2) 審査の視点

#### 【必要性】(40点)

- 導出すべき仮説について明確な方向性が示されているか。
- 防災科学技術への社会的期待の発見が期待できるか。
- 発見される社会的期待は重要なものだと見込まれるか。
- 類似の研究と比較して、挑戦的な内容を含んでいるか。
- 防災科研のこれからの研究に役立つことが見込まれるか。
- (継続の場合) 前年度の成果を踏まえた発展的な内容になっているか。

#### 【有効性】(40点)

- 研究チームは、総合知の創出が期待できる多様な研究分野から構成されているか。
- ステークホルダーである実務家や実践者との協働が期待できるか。
- 防災科研の研究者と防災科研以外の研究機関に所属する研究者との実質的な協働が期待できるか。
- 社会的期待の発見のために適切な手法が選択されているか。

**【効率性】（20点）**

- 予算規模は計画に対して適当か。
- 支出内容は計画に対して妥当か。
- 研究組織は研究に対して適当な規模か。
- 研究期間は研究目標に対して適当な長さか。
- 研究倫理に関して十分な配慮がなされているか。

**10. 公募期間・選考スケジュール**

- 公募開始 令和4年3月14日（月）
  - 提出期限 令和4年5月31日（火）12：00
  - 採択課題の発表（予定）令和4年6月末頃
  - プロジェクト開始（予定）令和4年7月上旬頃
- ※上記の日程は予定であり変更される場合があります。

**11. 提出方法等**

**（1）提案書類の様式等**

別紙のとおり。最大10頁まで。

**（2）提案書の提出方法、問い合わせ先**

本プロジェクト担当

〒305-0006 茨城県つくば市天王台3-1

防災科学技術研究所イノベーション共創本部共創推進室

社会的期待発見研究推進事務局 松本、石原、高須

E-mail kitaihakken@bosai.go.jp

※提案書は上記E-mailアドレスにPDF形式で送付して下さい。

**12. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保**

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めて

いくために不可欠となっています。そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。かかる観点から、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

### **1.3. 留意事項**

提案書に記載した内容の一部に誤り等がある場合、特に機関の承諾・確認が得られなかった等の場合は、採択の決定後であっても、防災科研の判断による当該共同研究の中止等を行うことがありますので予めご留意ください。

採択の決定後、採択課題の提案者の所属機関より、共同研究申込書を防災科研あてに提出いただき、共同研究契約書は原則防災科研のひな型で代表機関と締結します。また、提案者からの要望に応じて秘密保持契約を締結します。